岩出市建設工事に係る中間前金払に関する取扱要領

令和元年１２月２６日

岩出市訓令第２５号

（趣旨）

第１条　この要領は、岩出市が発注する建設工事に係る既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関する取扱いについて、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　中間前金払の対象は、岩出市が発注する公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第１項に規定する公共工事において、請負代金の額が３００万円以上のものとする。

（対象となる経費の範囲）

第３条　中間前金払の対象となる経費の範囲は、前金払と同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事に償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

（中間前金払）

第４条　中間前金払の割合は、請負代金の額の１００分の２０以内（債務負担行為に係る契約にあっては、年度ごとの出来高予定額の１００分の２０以内）とする。ただし、中間前金払と前金払の合計額は、請負代金の額の１００分の６０以内とし、１万円を単位として支払うものとする。

２　前項の規定に基づく前払金を請求しようとする者は、契約に基づく工事着手届を提出した後において前払金請求書に保証会社と保証契約を締結したことを証する書類を添付して市長に請求しなければならない。

３　前金払又は中間前金払をした後に請負代金の増減を伴う契約の変更があった場合、その変更後における前金払については、次に定めるところによる。

（１）請負代金の額が増加した場合にあっては、増加後の請負代金の額について前払金の支払限度額から既に支払った前払金の額を控除した額の範囲内で前払金を支払うことができる。

（２）請負代金の額が減少した場合にあっては、既に支払った前払金の額が減少後の請負代金の額の５割（中間前金払をした場合にあっては、７割）を超えているときは、その超過額に相当する額を返還させるものとする。

４　工事が２会計年度以上にわたるものについての前払金は、当該工事に係る各年度の工事の出来高予定額により各年度に比例配分するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該年度の出来高予定額を超えない範囲内で、これを初年度に一括して支払うことができる。

（要件）

第５条　次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に、中間前金払をすることができるものとする。ただし、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前金払の認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

（１）工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の２分の１。以下同じ。）を経過していること。

（２）工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものであること。

（部分払の併用）

第６条　中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、同一年度において、部分払の支払を受けた後にはすることができない。（債務負担行為に係る契約にあっては、会計年度ごとに部分払と併用することができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払を受けた後にはすることができない。また、繰り越したことにより複数年度に渡る場合は同一年度の工事として扱い、部分払を支払った後に繰り越したとしてもすることができない。）

（認定の方法）

第７条　中間前金払の認定については、次の各号に掲げる方法によるものとする。

（１）受注者から、中間前金払の支払を受けたい旨の申出があったときは、中間前金払認定請求書（様式第１号）と併せ、認定資料として工事履行報告書（様式第２号）及び工程表等を提出させるものとする。

（２）発注者は、受注者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書及び工程表等により第５条に定める要件を満たすものがあるかどうか確認を行い、当該確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（様式第３号）を受注者に交付するものとする。

（３）中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から概ね７日以内（岩出市の休日を定める条例（平成元年岩出町条例第２９号）第１条に規定する市の休日を含まない。）に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合は、この限りではない。

附　則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。